

（表）

令和 年 月 日

特殊詐欺電話対策装置貸与申請書

（宛先）前橋市長

前橋市特殊詐欺電話対策装置貸与事業実施要綱に基づき、装置の貸与及び設置に関し次のとおり申請します。また、裏面の同意事項に記載されたことについて同意します。

（使用する者） 申請者	住 所	前橋市 大手町二丁目12番1号		
	（フリガナ） 氏 名	マエバシ タロウ 前 橋 太 郎		
		生年月日	大正 昭和 25 年 12 月 12 日生	年 齢
	装置を設置する 電話機の電話番号	027 - 224 - 1111		
	設置方法 （「申請者が設置」 するか「市が設 置」するか選ん でください）	☐ 申請者が設置 （受領方法を 右から選ん でください） ☐ 郵送・宅配で受領 ☐ 消費生活センターで受領 ☐ 支所・市民サービス センターで受領 ☐ 市（委託業		
申請 代 行 者	氏 名	前橋 花子	申請者と の関係	子
	住 所	前橋市千代田町二丁目5番5号		
	連 絡 先	027 - 212 - 3260		
申請内容の確認や設置日時の連絡をするため、下記もご記入ください。				
申請内容等の 確認連絡先		申請者 ・ 申請代行者		
日中連絡が取れる 電話番号		027 - 212 - 3260		
※シリアルナンバー No. _____		※本人確認 保険証・免許証・マイナンバー 他（ _____ ）		受付場所： 支所・市民 SC ・ 消費生活センター 受付者：

自分で設置するか、委託業者に設置してもらうか選んでください

自分で設置する場合は、受領方法を選んでください。支所・市民サービスセンターで受領の場合は、場所を記入してください

本人が書けない場合は、代わりの人に申請する人を書いてください。

必ずどちらか選んでください

必ず確認をお願いします。

(裏)

同意事項

- 1 装置貸与の対象者であるかどうか確認するため、市職員が住民基本台帳の閲覧を行います。
- 2 市へ装置の設置や撤去を依頼した場合は、市が指定した事業者が申請者宅を訪問し、装置の設置や撤去を行うため、市職員が申請者の氏名、住所等の個人情報を市が指定した事業者へ提供します。
- 3 装置の設置や撤去に際して別途費用が発生する場合は、申請者の自己負担となります。
- 4 電話回線や電話機の種類により、別途費用が発生したり、設置できない場合があります。
- 5 電気料金、電話料金及び修繕・交換費用（保証期間内を除く。）は、申請者の自己負担となります。
- 6 貸与された装置をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し又は担保に供することはできません。
- 7 転居や装置の紛失等があった場合は、届け出てください。
- 8 貸与期間は1年間です。貸出期間経過後、装置は被貸与者に譲渡します。譲渡後は自己管理となりますので、取り外しや修理等、装置に係る費用は全て自己負担となります。
- 9 録音データを市民の特殊詐欺被害の防止に利用するため、データの提供の協力をお願いすることがあります。
- 10 装置の利用に関し、市からアンケート調査等の依頼があった場合は、協力します。